

## 豊中市上下水道事業運営審議会一般公募委員の募集要領

### 1 目的

この要領は、豊中市上下水道事業運営審議会一般公募委員（以下「公募委員」という。）の募集及び選考に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 応募資格

公募委員の応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する事務所等に勤務し、若しくは本市の区域内に所在する学校に在学する者
- (2) 応募しようとする委員の任期の初日において、年齢が18歳以上である者
- (3) 応募の時点で、公募委員の職にない者
- (4) 応募しようとする委員の任期の初日において、本市の他の審議会（これに準ずる機関を含む。）の委員でないこと。
- (5) 応募しようとする委員の任期の初日において、本市市議会議員及び本市職員でないこと。

### 3 応募方法

応募者は、次の事項を記載した書面（電子申込システムのフォームを含む。）を、豊中市上下水道局経営部経営企画課に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、電話番号、年齢、性別、活動経験及び応募理由
- (2) 本市の区域内に住所を有していない者は、勤務先又は在学先の名称及び所在地

### 4 募集人員

募集人員は、豊中市上下水道事業運営審議会規則（平成3年豊中市規則第8号）第4条第2項に基づくものとし、充足数が満たされなかった場合は、再公募に努める。

### 5 周知の方法

公募委員の募集に当たっては、広報「とよなか」及び本市上下水道局ホームページ等に掲載し、周知する。

### 6 選考委員会の設置

- (1) 一般公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、公募委員の選考を行うものとする。
- (2) 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- (3) 委員会の委員長は、豊中市上下水道事業管理者をもって充てる。
- (4) 委員会の委員は、経営部長及び技術部長をもって充てる。ただし、管理者が必要があると認めるときは、委員を変更することができる。
- (5) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた委員がその職務を代理する。

### 7 委員の選考

公募委員は、審議会等委員の選任に関する指針（平成14年4月1日制定）に基づくものとする。

## 8 選考方法

公募委員の選考に当たっては、応募書類及び面接により審査を行うものとする。

## 9 選考基準

(1) 選考基準は、次のとおりとする。

- ① 上下水道事業への関心があり、現状や課題を理解している。
- ② 暮らしの視点から、今後の上下水道について意見や思いを持っている。
- ③ 市民委員として、豊中市上下水道事業運営審議会に積極的に取り組む姿勢がある。
- ④ さまざまな担い手と連携して、上下水道を取り巻く課題に取り組む姿勢がある。

(2) 9 (1) に掲げる選考基準により、各々5点から1点までの5段階評価を行い、合計点数が高いものから順に選考するものとする。ただし、合計点数が配点総合計の6割に満たない応募者又は特定の選考基準項目で全選考委員の評価が1点となった応募者は、選考から外れるものとする。なお、同点の応募者が複数ある場合には、委員長の合計点数が高いものから順に選考するものとする。また、同点の応募者が複数あり、かつ、それらすべての応募者を選考すると募集定員を超える場合には、抽選の方法によることができる。

## 10 選考結果の通知

選考の結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

## 11 選考録の作成

事務局は、選考基準、採点基準及び得点その他の選考の内容を記載した選考録を作成しておかなければならない。

附 則

この要領は、平成11年 8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 5月 9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月 9日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 9月26日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成28年 9月26日から実施する。

2 豊中市上下水道事業運営審議会一般公募委員の選考要領（平成11年8月23日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 4年10月 6日から実施する。